

答 申 第 2 号
令和3年3月30日

世田谷区長
保 坂 展 人 様

世田谷区公文書管理委員会
会 長 野 村 武 司

公文書の廃棄に関する考え方について（答申）

令和2年7月29日付け世区情第270号で、世田谷区長から諮問のありました「公文書の廃棄に関する考え方について」に関し、別紙のとおり答申いたします。

答 申

本件諮問事項の検討にあたり、当委員会においては、まず現状の世田谷区公文書管理規則等による保存期間設定の基準を確認しました。

その結果、保存期間を設定するための基準等の内容は概ね妥当であると判断し、現在の公文書管理条例の規定に基づく公文書の廃棄にあたっての当委員会からの意見聴取にあたっては、世田谷区における現行の保存期間設定の基準を一つの指標として行うこととします。

また、本件諮問に関連して、令和3年度に予定されている世田谷区公文書管理条例の改正により、公文書等の管理に関する法律に定める歴史公文書及び特定歴史公文書に相当する文書（以下、「重要公文書等」という。）の取扱いを世田谷区として定めるに至った場合の、重要公文書等の評価選別のための基準を設ける際には、以下の点に留意して検討し、基準を作成することを要望します。

なお、基準の作成にあたっては、当委員会に意見照会を行うことを求めます。

- 1 保存期間を定める際の基準と、重要公文書等の評価選別基準を一体のものとする等、様々な規程等があることによる職員の見落とし等を防ぐための措置を講ずること。
- 2 重要公文書等の評価選別基準と、各実施機関における公文書管理規則等の関係について、評価選別基準が正しく運用されるようなそれぞれの位置づけを考慮すること。
- 3 重要公文書等の評価選別基準の運用にあたっては、基準に基づき正しく公文書を評価選別できるよう、区職員の理解を促進するための資料作成や周知に努めること。
- 4 重要公文書等の評価選別基準の運用にあたっては、当委員会からの意見聴取等を行うこと。